

知事の資産等補充報告書等を6月30日から公開

■ 6月30日（火）から、西脇知事の資産等補充報告書及び所得等報告書を公開します。

1 閲覧の日時及び場所

- (1) 日 時 令和8年6月30日（火）から
午前9時から午後5時まで
※ ただし、土曜日、日曜日、祝日と12月29日から1月3日までは閲覧できません
- (2) 場 所 京都府庁旧本館1階 府政情報センター

2 閲覧できる報告書及びその内容

資産等補充報告書：令和7年1月1日～12月31日に新たに有することになった資産で
令和7年12月31日時点で有するもの

所得等報告書：令和7年1月1日～12月31日の1年間の所得
※関連会社等報告書は該当がないため作成されていません。

3 参 考

- (1) 西脇知事の資産等補充報告書の公開は6回目、所得等報告書の公開は7回目
- (2) 根拠条例
「政治倫理の確立のための京都府知事の資産等の公開に関する条例」
- (3) 給与等減額措置の状況
・ 給料月額、地域手当、期末手当：8%カット

【本報道発表に関するお問合せ】

総務部 理事（総務調整課長事務取扱） 森田 TEL 075-414-4025

